

全農薬通報

No. 327

令和3年2月26日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・第298回理事会
- ・各地区会議に代わる研修会について

◎行政からのお知らせ

- ・国内産農産物の農薬使用状況及び残留状況調査結果
- ・農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況

◎全農薬ひろば

- ・ウメ



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

TEL : 03-3254-4171

FAX : 03-3256-0980

<https://www.znouyaku.or.jp>

E-mail : info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

令和3年(2021年)

- 3月8日(月) 10:00-11:30 執行部協議会(TV会議)
- 4月22日(木) 11:00-14:00 執行部協議会
14:00-15:00 各委員会
15:00-17:00 第299回理事会
- 6月~9月 農薬シンポジウム(山形県、大分県)
- 8月26日(木) 11:00-16:30 第48回安全協常任幹事会・情報交換会
- 9月16日(木) 11:00-14:00 執行部協議会
14:00-15:00 各委員会
15:00-17:00 第300回理事会
- 10月上旬 植物防疫研修会
- 10月下旬 第8回農薬安全コンサルタントリーダー研修会
- 10月22日(金) 13:00-15:00 監査会(理事長、副理事長、監事)
- 11月16日(火) 15:30-17:00 第301回理事会
- 11月17日(水) 10:00-19:30 第56回通常総会・第43回安全協全国集会・
情報交換会
- 12月8日(水) 13:00-15:00 執行部協議会
15:00-17:00 第302回理事会
- 12月9日(木) 10:30-11:30 全農薬受発注システム利用メーカー協議会総会
(理事長、IT・広報委員長)

「植防関係団体」

- 2月22日(月)~3月17日(水) 第95回植物防疫研修会(オンライン受講)
- 5月19日(水) 令和3年度 農薬工業会 総会
- 6月10日(木) 令和3年度 農林水産航空協会 総会
- 6月11日(金) 令和3年度 日本植物防疫協会 総会
- 6月16日(水) 令和3年度 緑の安全推進協会 総会



椿-赤い花の花言葉：

「控えめな素晴らしさ」「謙虚な美德」

組合からのお知らせ

1. 第 298 回理事会議事録

開催日時 令和 2 年 12 月 9 日（水） 15:00～17:00

開催場所 全農薬ビル 会議室（リモート出席、書面審議もあり）

出席者 理事 18 名中 来所出席 4 名、リモート出席 12 名、書面審議 2 名

来所・リモート出席

（理事長）大森 茂

（理事）木幡光範、池田憲亮、山本真一、伊藤一貴、栗原秀樹、三枝徹也、中村哲郎、
村上昭一、青木貴行、堅田充宏、橋爪雅彦、田中公浩、喜多泰博、金井正和、
安武広信

（監事）佐藤 剛、菊地正浩

書面審議

（理事）宇野彰一、安部了一

（監事）鈴木健司



（1）議事経過

定刻になり事務局より本日の出欠状況が報告され、理事 18 名中 16 名の出席（リモート出席含む）、書面審議 2 名で、理事会が有効に成立する事、監事 3 名中 2 名にリモート出席いただいている旨が告げられた。

1) 大森理事長挨拶

師走のお忙しい中、出席いただき有難うございます。
先月の総会で新体制のスタートとなります。各事業分野
として行っているそれぞれの委員会の分野別課題に対し
て、各メンバーが把握し取り組んでいただきたいと思います。

今後の任期2年間における課題としては、① 全農薬ビ
ルの将来構想とその実現、② 地区活動の活性化・連携、
③ 全農薬の将来のビジョンづくりで、あると考えます。

活動テーマとしては、① 仲間を増やす、② 農薬のイメージアップ、③ 全農薬自体の
改革を掲げ取り組んでいきたいと思ひます。

いろいろな課題がありますが、全農薬の会議で議論して解決できればと思ひます。本日
の議事よろしくお願ひします。



2) 議決事項

- 地区長の委嘱の件以下のとおり承認
- 支部長について次ページのとおひ承認

2021年 地区長

地区	新地区長
北海道	木幡 光範
東北	菊地 正浩
関東	伊藤 一貴
甲信越	三枝 徹也
東海・北陸	中村 哲郎
近畿	宇野 彰一
中国	田中 公浩
四国	喜多 泰博
九州	安部 了一

交代

- 2021 度購買事業価格及び諸条件の件について事務局より説明があり、案のとおひ承認
- ① 2021 年度販売価格及び販売奨励条件書
- ② 2021 年度販売価格変更内容

2021年 支部長

都道府県	氏名	会社名	都道府県	氏名	会社名
北海道	渡辺 康了	小柳協同(株)	滋賀	山田 浩之	高岡屋所 愛知川営業
青森	斎藤 朋也	みちのく松善(株)	京都	中川 幸紀	中川薬品(株)
岩手	佐藤 剛	水沢農薬(株)	大阪	金田 敏明	金田商店(株)
秋田	池田 憲亮	池田(株)	兵庫	古川 紀彦	山陽種苗(株)
宮城	千葉 久義	仙台農産(株)	奈良	阿古 和彦	阿古薬品(株)
山形	星 則夫	宮内硫黄合剤(株)	和歌山	三浦 蔵人	イノチオプラントケア(株) 関西営業部和歌山営業課
福島	加藤 正人	カネコ種苗(株) 郡山支店	鳥取	久米 寛二	ランドサイエンス(株)
茨城	砂押 完児	砂押アグリ(株)	島根	三浦 洋	山陽薬品(株) 島根支店
栃木	狩野 安昭	カネコ種苗(株) 宇都宮支店	岡山	柴田 洋志	日植アグリ(株)
群馬	伊藤 一貴	カネコ種苗(株)	広島	山本 紳	山本コーポレーション(株)
埼玉	栗原 秀樹	栗原弁天堂(株)	山口	佐伯 誠	三笠産業(株)
千葉	岩渕 健二	岩渕農薬(株)	徳島	鶴田 新	鶴田利七商店(株)
神奈川	羽隅 荘一郎	京浜興農(株)	香川	大倉 康司	三和機械(株)
山梨	吉田 泰久	カネコ種苗(株) 甲府支店	愛媛	片山 昭次	村上産業(株)
長野	海野 晴彦	アグロ信州(株)	高知	中西 貴	入交アグリー(株)
新潟	宮路 誠一	北越農事(株)	福岡	吉田 慎司	カネコ種苗(株) 福岡支店
富山	石黒 義人	日富栄山商事(株) 富山営業所	佐賀	唐川 好美	グリーンテック(株) 佐賀営業所
石川	柳 森泰佳	東北海物産(株) 陸支店	長崎	瀬戸口 勘吾	グリーンテック(株) 長崎営業所
福井	上田 修志	上田五兵衛商店(株)	熊本	岡部 欽哉	グリーンテック(株) 八代営業所
静岡	小川 敏弘	日星コーポレーション(株)	大分	竹下 征士	カネコ種苗(株) 大分営業所
愛知	石川 博	東海物産(株) 名古屋支店	宮崎	長友 誠一郎	温仙堂所 宮崎県中央営業所
三重	中村 剛明	西部アレフ(株)	鹿児島	松尾 悦郎	グリーンテック(株) 川内営業所
岐阜	堅田 充宏	山正(株)			

3) 協議事項

- ・令和3年度の事業及び課題について以下の内容が協議された。

部門	持続的内容	課題・検討テーマ
執行部	委員会間及び事務局との調整 収益改善方策の検討	全農薬ビジョンの策定 次世代に向けた組合員サポート業務 将来の収益事業の調査・検討
総務	全農薬ビルの将来構想策定 各種規則の見直し 事務局との連携	売却・既存ビル購入or建て替え方針と、今後のスケジュール策定 就業規則等の見直しへの継続取組
経済活動	取扱品目実績及び課題の把握 仕入先との情報交換、取引条件協議 奨励、販売条件見直し	品目利益性の把握と利益確保 取扱品目拡大策の検討と仕入先との協議
教育安全	安全協支部活動の活性化への支援 クロービクリン剤の安全協の取り組み支援 農薬シンポジウムへのサポート	支部活動の活性化策の検討と支援 クロービクリン工業会との連携、支部活動の展開 2021年に繰り越してのシンポジウムの展開サポート
IT・広報	利用メーカー、組合員の拡大 受発注システムの改善提案	受発注システムデータの有効活用検討 受発注システムの利用状況の検証 HP等を活用したデジタル化の推進
共通	新規組合員の勧誘	総会、地区会議、支部活動の内容検討

・令和3年度行事日程について、「全農薬の主な行事予定」（本通報2ページ掲載）のとおり決定した

- ・令和3年度地区会議について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、地区会議の開催を中止し、その代わりに全農薬のホームページ上に会員限定の安全協ポータルサイトを設け研修を行う。「農薬安全コンサルタントリーダー」へのポイントを付与については、アンケートを実施して、その回答によることと決定した。

・全農薬ビルについては、建て替えか買い換えかの方向付けをするため、より多くの情報を収集し行うことが決定した。

2. 農薬工業会との情報交換会

日時：2021年1月20日（水） 16:00~17:30

場所：農薬工業会会議室（WEB開催：Webex使用）

出席者：農薬工業会（8名：小池会長、本田副会長、的場副会長、溝口副会長、中島運営委員長、阪本専務理事、廣岡事務局長、小川業務部長）

全国農薬協同組合（7名：大森理事長、栗原副理事長、橋爪教育安全委員長、中村IT・広報副委員長、木幡経済活動委員長、鈴木参事、植草技術顧問）

挨拶：全国農薬協同組合（大森理事長）、農薬工業会（小池会長）

協議事項

1. 2020 年度事業報告及び 2021 年度事業計画

(1) 全国農薬協同組合

- ・流通（農薬販売者）、生産者への農薬安全推進活動、農薬の安全使用・取り扱いに関するアンケート（2020 年度）、農薬危害防止運動（キャンペーン）
- ・消費者とのリスクコミュニケーション（農薬シンポジウム）
2020 年度は山形県、大分県での開催を企画したが開催出来ず、2021 年に繰り越して同一県での開催を計画
- ・農薬安全コンサルタントの資質向上のため、地区会議における地域に密着した課題研修会の実施
- ・第 7 回は昨年 10 月の開催を予定したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。本年第 8 回農薬安全コンサルタントリーダー研修会の実施（10 月予定）
- ・全農薬受発注システムについて

(2) 農薬工業会

- ・2020 年農薬産業を取り巻く状況
- ・ビジョン活動：農薬ナビゲーター活動チラシ作成状況
- ・MKP23 活動：SDGs への当会の取組みと業界の貢献についての会員内での説明・周知方法について取組む

(3) コロナ禍における新年度の取組みに関する意見交換

農薬ゼミ、農薬シンポジウムの開催、今後も協力して両開催について取り組む

2. 農薬業界を取りまく状況について情報の共有化

(1) 全国農薬協同組合からの情報発信

- ・理事長より「ロータリーの友」に掲載された IM 記念講演要旨において、化学物質過敏症に影響する農薬の間違った見解について、正確な情報を掲載する件の情報共有。

(2) 農薬工業会からの情報発信

- ・農薬風評問題の構造解析
- ・「週刊新潮」連載記事農薬大国ニッポンへの対応

(3) その他

- ・科学的に根拠のある情報を発信しつづけること
- ・誤解に基づく新聞等報道には ⇒ 記者・著者に正確な情報を提供
- ・一部の専門家の意見のみを主張する偏向報道には ⇒ 工業会 HP に見解を掲載
- ・SDGs と連携し農薬の役割を周知していくことの重要性
- ・「みどりの食料システム戦略」の農薬業界へ与える影響と対応について意見交換を行った。

＊新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、懇談会は中止。

3. 各地区会議に代わる研修会

「人を集めての各地区協議会中止に代わる研修会について」

新型コロナウイルスの影響で、残念ながら地区会議の開催を中止せざるを得なくなり、同時に組合員の皆様に地区会議において「現場に役立つ技術講習」を受講頂くことも叶わなくなりました。

その代わりに全農薬のホームページ上に会員限定の安全協ポータルサイト(赤い野菜が目印)を設けまして、その中に安全協本部研修として掲載しました「スマート農業について」と「スマート農業推進フォーラム2020」をご覧ください。

各地区別の研修につきましては、安全協各地区研修として、ご自分の所属するそれぞれの地区でご用意いただいた地区研修をご覧ください。

HP 安全協ポータルサイトの安全協本部研修に、本部と地区と両方の研修内容にお答え頂く ASCL-Point アンケートがございます。

そのアンケートへの回答をもって2つの講習の受講終了とし、「農薬安全コンサルタントリーダー」へのポイントを付与致したいと思えます。

なお、安全協ポータルサイトは会員限定のためパスワードを設けております。また各コンテンツにもパスワードがありますので組合員の皆様にお伝えいただきたいと存じます(安全協ポータルサイトについて詳細につきましては次ページをご覧ください)。

代表者の皆様におかれましては、それぞれの組合員の皆様にこの趣旨をお伝え頂き、2つの講習受講とアンケートご回答へのご依頼をお願い申し上げます。尚、アンケートへの回答期限は令和3年3月中旬を予定しております。コロナ禍でご苦勞が多いと存じますが、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、このサイトにはランネット普及会、プリグロックス協議会、今年度より新たに指導農薬に指定しましたクローロピクリン工業会から指導農薬講習コンテンツとアンケートが掲載されています。

これら指導農薬講習会についても必ずご覧ください、それぞれのアンケートに回答してください。皆さんの活動を支える重要な事柄ですのでよろしくお願いいたします。

安全協会員の皆様へもれなく本案内の伝達とご連絡いただけますようよろしくお願いいたします。

HPのURL

<https://znouyaku.or.jp/>



安全協ポータルサイトはこちらから

パスワード：*****



安全協活動のための各種資料

(令和3年2月現在)

安全協本部研修はこちら

パスワード：****

ASCL-Point アンケート

指導農業講習についても必ずご覧いただき、それぞれのアンケートに回答してください。

皆様の活動を支える重要な講習ですのでよろしくお願いいたします。

各地区研修はこちらから

パスワード：****

<p>農林水産省農業対策室より 農業をめぐる最近の動向について</p>	<p>人を集めての地区会議中止に際して、農林水産省農業対策室より「農業を巡る最近の動向について」と題して、安全協の皆様にお届けいただいた資料です。ご覧ください。</p>
<p>安全協本部研修 スマート農業の展開について ASCL-Pointアンケート</p>	<p>本コンテンツをご覧いただき、アンケートにすべてお答えいただく農業安全コンサルタントリーダー(ASCL)資格に必要なポイントが取得できます(各地区の研修についてのアンケートも含まれています)。</p>
<p>指導農業講習 ランネット普及会</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発活動・研修の前に 責任を持った使用の啓発活動について アンケート 	<p>全農業安全協の指定する指導農業の講習用のコンテンツです。 ランネット™45DF、ブリグロックS、今年より指導農業に指定したクロルピクリン剤の安全使用のための講習です。</p>
<p>指導農業講習 ブリグロック協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全に使用するために(通常版) 安全に使用するために(短縮版) アンケート 	<p>例年地区会議および安全協各道府県支部におきまして指導農業講習会を行って参りましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今後人も集めての講習会開催はいつでも困難が予想されます。 そこで、本講習をこの状況を乗り越え広く安全使用啓蒙活動の一助とするため、必ずご覧いただきアンケートにお答えいただきますようお願いいたします。</p>
<p>指導農業講習 クロルピクリン工業会</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・適正な使用について アンケート 	
<p>安全協各地区研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道地区研修 東北地区研修1 東北地区研修2 関東甲信越地区研修 東海北陸地区研修 近畿・中国四国地区研修 九州地区研修 	<p>ご所属地区の研修をご覧ください。 安全協本部研修にあるASCL-Pointアンケートの巻末に地区研修に関する設問がありますので、お答えいただくと1ポイントが取得できます。 北海道地区は「北海道農業協同組合」HPにも掲載されます。東北地区の研修は1と2があります。近畿地区と中国四国地区は同じ研修内容となります。東海・北陸地区は研修資料を皆様へ直接お送りしますが、念のためHPにもアップいたしました。 いずれの研修内容につきましても 1. 他刊行物等への無断転載厳禁 2. 二次利用の厳禁</p>

4. 第2回水稲病害虫対策会議全国協議会 報告

開催日時：令和2年12月7日(月)14:30~16:30

開催形式：テレビ会議による開催 ①本省会場(本館3階第1特別会議室)

②農政局等会場(本局会議室、北海道農政事務所会議室、各府県拠点会議室及び沖縄総合事務局会議室)

全農薬参加(本省会場オブザーバー参加)：技術顧問 植草秀敏



開催目的

近年、温暖化等の影響によって、病害虫の発生時期の早期化、発生量の増加、発生地域の拡大がみられ、従来の防除体系で被害の防止が図れていた農作物についても被害が生じるようになってきている。令和2年度の水稲作では、トビイロウンカの飛来量が多かったことに加え、8月から9月の天候が増殖に好適な高温・少雨となったことから、特に東海以西においてトビイロウンカの発生が多く、本虫による坪枯れの被害が発生しこれらの状況を踏まえ、水稲の生産に被害を生ずる病害虫の防除の徹底を図るため、各地域における発生状況や被害状況等を共有する、とともに、効果的な対策の検討を行うことを目的として、都道府県、試験研究機関、関係団体、農林水産省による第2回水稲病害虫防除対策全国協議会を開催した。

議題

(1)トビイロウンカ防除対策の検証と次年度対策の検討

- ①本年の発生概況のとりまとめ
- ②本年の防除対策における課題の整理
- ③次年度における被害軽減に向けた防除対策の検討

(2)スクミリンゴガイの次年度対策について

(3)その他水稲病害虫の発生概況について

参集範囲

(1)都道府県：植物防疫部局、生産部局、普及部局

(2)試験研究機関：国立研究開発法人農業、食品産業技術総合研究機構

(3)関係団体：一般社団法人日本植物防疫協会、全国農業協同組合連合会

(4)農林水産省：政策統括官付穀物課、生産局技術普及課、農水技術会議、植物防疫課、農産安全管理課、地方農政局生産部生産技術環境課、生産振興課、北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課、消費・安全部農産安全管理課

(5)内閣府：沖縄総合事務局農林水産部経営課、生産振興課、消費・安全課

概要：熊野正土政務官の開会あいさつに続いて、令和2年度のトビイロウンカ発生状況と対応について報告があり、令和3年度に向けての対策として、病害虫発生予察の課題・問題点と今後の対応、予察情報の発信における課題・問題点と今後の対応、防除の実施や防除体系の課題・問題点と今後の対応が議論され、同様にスキミリンゴガイについて、その他の水稻病害虫について議論がなされた。

成果：本会議による議論を踏まえて、問題や課題を整理するとともに、水稻生産におけるトビイロウンカ・ジャンボタニシの防除対策をとりまとめ、農水省 HP に掲載し公表した。

・令和3年のトビイロウンカ対策について

病害虫防除に関する情報は次の URL より

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>

トビイロウンカ対策は次の URL より

●令和3年産水稻生産におけるトビイロウンカ対策について

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/attach/pdf/index-13.pdf>

●令和3年産水稻生産においてトビイロウンカの被害を受けないために(リーフ)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/attach/pdf/index-14.pdf>

・ジャンボタニシ被害防止対策 冬期耕うん等の動画公開 農林水産省

ジャンボタニシ防除対策としてのマニュアルやリーフレット、理解を深めるための防除対策解説動画を農水省 HP で公開している。

○ジャンボタニシの被害防止対策～次期作に向けて～ 冬期の耕うん

<https://www.youtube.com/watch?v=hsBRG3PVhp4&feature=youtu.be>

○ジャンボタニシの被害防止対策～次期作に向けて～ 泥上げ

<https://www.youtube.com/watch?v=3ipe1LgHEvM&feature=youtu.be>

スキミリンゴガイの技術情報、防除対策資料は次の URL より閲覧できる。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/siryoku2/sukumi/sukumi.html>

次の URL：【春夏編】リーフレット「ジャンボタニシによる水稻の被害を防ぐために」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/siryoku2/sukumi/sukumi.html>

行政からのお知らせ

1. 農薬の不適正使用により健康に悪影響を及ぼすおそれがある事案の発生及び農薬の適正使用に係る指導の徹底について

2消安第4308号

令和2年12月24日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

平素より、農薬行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

農薬の使用に当たっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）、「令和2年度農薬危害防止運動の実施について」（令和2年5月15日付け薬生発0515第1号・2消安第457号・環水大土発第2005151号厚生労働省医薬・生活衛生局長、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）等に基づき、適正使用に係る指導の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、今般、農業者による農薬の不適正使用の結果、当該農薬の有効成分の農作物中の残留濃度が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき定められた残留基準値を大幅に超過し、当該農作物を摂食した場合に健康に悪影響を及ぼすおそれがある事案が発生しました（別添参照）。

今般の事案を踏まえ、農薬を適正に使用するように指導を行うよう、農政局等を通じて都道府県に対し、別紙のとおり改めて指導の徹底を依頼しましたので、御了知いただくとともに、特段の御協力をお願いいたします。

（別添）

農薬の不適正使用により健康に悪影響を与えるおそれがある事案事案の発生及び農薬の適正使用に係る指導の改善について

1. 事案の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき食品衛生検査所が収去した農作物から、当該農作物に適用のない農薬の有効成分（有機リン系）が残留基準値を大幅に超過して検出された。

当該有効成分の残留濃度及び急性参照用量から見て、当該農作物の摂取物の摂取により、健康に悪影響を及ぼすおそれがあることが判明し、当該農作物に対し、管轄の食品衛生検査所は絶対に喫食しないよう注意喚起を行い、また、出荷した卸売会社等は自主回収を行うこととなった。

なお、上記の他に2つの農薬の有効成分について、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないが、残留基準値の超過が確認された。

2. 残留基準値超過が発生した原因等

県が当該農作物を出荷した生産者等に聞き取り調査を行った結果、生産者団体には所属しているが、作物部会には所属していない生産者（1名）が家庭菜園に散布した農薬の残液を適切に処理せず、同農薬の適用農作物等の範囲に含まれない農作物に散布したことが直接の要因であることが判明した。

さらに、当該生産者においては、

- ・農薬のラベルの確認が不十分であること
- ・農薬の使用履歴が記帳されていないこと
- ・農薬タンク及びホース内の洗浄が不十分であること
- ・農薬の保管状況が適切ではなかったこと

が判明し、農薬の使用等に関する知識及び理解が極めて不十分であった。

なお、当該生産者団体において同農作物を生産する農家4名、上記1名を除く部会に所属する3名にはいずれも農薬の不適正使用は確認されなかった。

また、当該生産者団体においては、個人出荷者に対する輸送のサービスを行っているが、農薬使用履歴の確認を行っていなかった。

3. 県が事案発生以前に事案発生以前に実施していた指導内容内容等

これまで、当該県においては、主に生産者団体や直売所の部会員を対象に、農薬適正使用講習会を定期的実施し、農薬の適正使用に係る指導を実施していた。

また、生産者団体等に所属していない生産者の把握は困難であるが、要請に応じて農薬の適正使用に係る情報提供を行ってきた。しかし、当該農家は、県から直接指導を受けたことはなかった。

4. 県内における今後の指導内容の改善

県は不適正使用を行った生産者に対しては文書による警告を行い、今後農薬使用基準に違反して農薬を使用することがないように誓約書の提出を求めるとともに、県県が作成した当該農作物に適用がある農薬登録一覧表を手交し、最新の農薬の登録情報を入手するよう指導した。

また、県は、まずは当該事案が発生した生産者団体管内の生産者を対象とした農薬適正使用にかかる講習会を生産者団体と開催し、再発防止に努めるとともに、再発防止に向けた以下の取組を進めることとしている。

(1) 農薬に関する知識や理解が十分でないことへの対策

- ・県下一斉に、全ての生産者団体及び直売所が、所属する全組合員に対し、県の協力の協力下、農薬適正使用講習会を実施する。併せて、県GAP等の取組を促す。
- ・県のホームページで適正使用に関する資料を掲載し、農薬使用者が常に農薬の適正使用に関する知識と理解を深められるようにする。

(2) 周知指導の行き届きにくい農薬使用者への対応

- ・地域協議会の活用や直売所、農薬販売店の協力の下、生産者団体外の直売所への出荷者

や個人出荷者等の周知指導の行き届きにくい農薬使用者に対して、講習会への参加を呼びかけ、必要に応じ、直接指導を行う。

- 農薬販売店に、生産者が農薬ラベルを遵守する、農薬を使用した際は記帳する等のポスター等を配布するとともに、農薬販売時に生産者に対して、注意喚起の声掛けを行うよう依頼する。
- 県下一斉に、全ての生産者団体及び直売所が、所属する全組合員に対し、各普及指導センター協力の下、農薬適正使用講習会を実施する。併せて、県GAP等の取組を促す。

【再掲】

- 県のホームページで適正使用に関する資料を掲載し、農薬使用者が常に農薬の適正使用に関する知識と理解を深められるようにする。【再掲】

(3) 農薬の使用に関する記帳を行わないことへの対策

- 生産者団体や直売所に対して、集荷時に生産者から提出された農薬散布履歴の確認を必ず行い、農薬の使用状況に問題が無いことを確認した上で、農作物を受け入れる受け入れることも検討するよう指導する。
- JAに対して、集荷時における農薬の使用状況の確認に加えて、出荷前の自主検査も検討するよう促す。

2. 国内産農産物の農薬使用状況及び残留状況調査結果

農林水産省は、農薬の適正使用を推進し、安全な農作物の生産に資すること等を目的として、農家における農薬の使用状況及び生産段階における農産物中の農薬の残留状況についての調査を実施している。令和元年度の調査結果を取りまとめ、令和3年1月12日付けで公表した。調査結果の概要は次のとおり。

1. 農薬の使用状況

480戸の農家に対し、記入又は聞き取りにより農薬の使用状況を調査した。その結果、479戸の農家においては農薬が適正に使用されていたことが確認された。1戸の農家で使用方法が適切でなかった事例が確認され、地方農政局等から農薬の適正使用の徹底を図るよう指導がなされた。

2. 農薬の残留状況

480検体の農産物についてのべ3,387種類の農薬と作物の組合せの残留状況を調査した結果、全ての検体において食品衛生法に基づく残留基準値を超えていなかった。

農薬の適正使用を推進するため、令和2年度も同様の調査を実施。

詳細は次のURLより

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/210112.html>

3. 飼料における農薬使用に関する通知の改正

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において、有害な物質を含む飼料等が原因で、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることを防止するため、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」により有害物質とその対象となる飼料については基準を定めている。令和3年1月13日付けで対象となる農薬成分の一部を改正し通知された。

一方、粳米の基準値が定められている又は粳米に残留しない農薬の成分以外については、出穂以降の農薬使用についての対策を要する旨の通知がされており、令和3年1月14日付で「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」が改正された。

「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」、「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正の内容はFAMIC ホームページより確認できる。

詳細は次の URL より

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub1_tuti.html

4. 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について (一部改正)

2消安第4246号

令和3年1月14日

「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」(平成31年3月29日付け30消安第6281号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)を別紙のとおり改正し、本年1月14日から適用するので、農薬の登録検査の実施方よろしく願います。

別紙 (農薬登録における適用作物名について 新旧対応表) は次の URL より

<https://www.acis.famic.go.jp/shinsei/6281R030114.pdf>

*2021年農薬安全適正使用ガイドブック p1398~p1409 に旧表掲載

5. 令和元年度農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について

令和3年1月26日

農林水産省

農林水産省は、農薬の安全かつ適正な使用を推進し、農薬の使用に伴う事故及び被害を防止するため、それらの発生状況について調査を実施しています。この度、令和元年度の結果を取りまとめましたのでお知らせします。

1. 調査の目的

農林水産省は、農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況を把握し、より効果的な再発防止策の指導を通じて事故及び被害を防止することを目的として、厚生労働省と連携して、農薬の使用に伴う事故及び被害の実態を把握するための調査を毎年度実施しています。今回の調査では、平成31年4月から令和2年3月までに発生した農薬による人に対する中毒事故、農作物・家畜等の被害を対象とし、全都道府県に情報提供を依頼しました。

2. 調査結果

令和元年度の調査の結果、農薬の使用に伴う人に対する事故は11件でした。また、農作物や魚類の被害は15件でした。

- ・土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）を使用した時に、被覆をしなかった又は何らかの理由で漏洩した（5件）
- ・農薬の調製又は散布時にマスクやメガネなどの防護装備が不十分だった（3件）

1. 人に対する事故
(原因別)

(件(人))

原因	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
(1)マスク、メガネ、服装等の装備が不十分	4 (4)	3 (3)	6 (6)	6 (7)	3 (3)
(2)強風中や風下での散布等、自らの不注意により本人が暴露	2 (3)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
(3)長時間や高温時の作業、不健康状態での散布	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(4)防除器具の故障、操作ミス、整備不良等による農薬のドリフトや流出	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
(5)ドリフト防止対策の未実施等による農薬のドリフトや流出	1 (7)	1 (1)	2 (8)	1 (1)	0 (0)
(6)被覆が不十分であった等、農薬使用後の作業管理の不良	3 (20)	3 (7)	1 (7)	4 (14)	5 (17)
(7)保管管理不良等による誤飲誤食	11 (11)	7 (7)	6 (11)	3 (3)	2 (2)
(8)運搬中における容器の転落・転倒等の容器破損	1 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (5)	0 (0)
(9)その他	1 (12)	1 (1)	2 (2)	2 (4)	0 (0)
(10)原因不明	5 (5)	2 (2)	2 (2)	7 (7)	0 (0)
計	28 (65)	19 (23)	21 (38)	25 (42)	11 (23)

(件 (人))

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
死亡	農薬の使用 中	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	誤用	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	その他・原 因不明	3 (3)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)
	小計	7 (7)	0 (0)	1 (1)	4 (4)	0 (0)
中毒	農薬の使用 中	10 (33)	9 (13)	11 (23)	12 (23)	9 (21)
	誤用	9 (11)	7 (7)	5 (10)	4 (8)	2 (2)
	その他・原 因不明	3 (14)	3 (3)	4 (4)	5 (7)	0 (0)
	小計	22 (58)	19 (23)	20 (37)	21 (38)	11 (23)
計		28 (65)	19 (23)	21 (38)	25 (42)	11 (23)

- (注) ・集計した事故には、自殺は含まない。
 ・区分欄の「農薬の使用
中」は、上記(1)～(6)が該当。
 ・区分欄の「誤用」は、上記(7)～(8)が該当。
 ・平成27年度は死亡と中毒の件数に重複がある。

2. (1) 農作物、家畜（蜜蜂を除く）及び水産動植物等に対する被害

(件)

被害対象	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
農作物	9	4	3	7	8
家畜	0	0	0	0	0
蚕	0	0	0	0	0
魚類	3	7	13	5	7
その他	0	0	0	0	0
計	12	11	16	12	15

(参考) 蜜蜂の被害 (別の調査で実施※1)

(件)

被害対象	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
蜜蜂	—※2	30※3,4	33※3	21※3	43※3

※1 農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害事例については、都道府県による蜜蜂被害軽減対策の検証結果とあわせて別途公表している。

(https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/honeybee.html)

※2 平成25年度から27年度までは、農林水産省が別途詳細な全国被害調査を実施。

※3 発生した被害件数のうち、都道府県が「被害の原因が、農薬以外の可能性が高いと考えられる」と判断したものを除いた件数。

※4 平成28年7月7日から平成29年3月31日まで

- 農薬をペットボトルの飲料品の空容器に移し替えたため、誤飲した（2件）
- 農薬の飛散防止対策が不十分だった（8件）
- 余った農薬希釈液を河川につながる側溝に廃棄した及び農薬の散布機器等の洗浄液が河川に流入した（7件）

3.今後の対応

これらの事故及び被害を防止するためには、以下の取組を適正に行うことが重要です。

- 土壌くん蒸剤を使用した際は、適正な厚さの資材を用いて被覆を完全に行う
- 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を適切に着用する
- 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトル、ガラス瓶等の飲料品の空容器等に移し替えない
- 農薬を施錠された場所に保管する
- 農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える
- 飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う
- 使用残農薬や不要になった農薬を廃棄物処理業者に依頼するなど適正に処理する

農林水産省は、農薬の安全かつ適正な使用を一層推進するため、都道府県に今回の調査結果を送付するとともに、事故及び被害を防止するための指導を徹底するよう依頼しました。今後も、「農薬危害防止運動」等の機会を活用し、農薬の使用に伴う事故及び被害の再発防止に向けて、引き続き農薬の適正使用の推進に取り組んでまいります。本調査は、令和2年度以降も引き続き実施いたします。

詳細は次の URL より：

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html

ウメ（梅、学名：*Prunus mume*、英: Japanese apricot）

バラ科サクラ属の落葉高木。樹木全体と花は主に鑑賞用として扱われる。一方、果実は梅干などに加工して食用とされる。枝や樹皮は染色にも使われる。

原産地は中国であり、古くに薬用として渡来した。

花は2-3月ごろ、葉に先立って咲き、花にはほとんど柄はなく、ふつう5弁花で萼は褐色を帯びた紫色。花には気品のある香りがある。

果実は6月に黄色く熟し、しばしば紅色を帯びる。果実は梅酒や梅干しなどに利用されるほか、薬用にもなる。

・栽培：自家結実する品種と自家結実しない品種がある。ウメは自家不和合性が強いいため、果実を目的とした栽培では、1品種だけの栽培を避けて、花粉親として少しだけ性質が異なる異品種を混植して栽培を行う。

・分類：梅には500種以上の品種があるといわれている。近縁のアズキ、スモモと複雑に交雑しているため、主に花梅について園芸上は諸説の分類がある。実梅も同じ種であるので同様に分類できる。野梅系、緋梅系、豊後系に大きく3系統に分類できる。特定の地域のみで栽培される地方品種が多く、果実を国内どこでも入手可能な品種は比較的限定される。

・食用：中国では紀元前から酸味料として用いられており、塩とともに最古の調味料だとされている。日本語でも使われるよい味加減や調整を意味する単語「塩梅」とは、元々はウメと塩による味付けがうまくいったことを示した言葉である。

・毒性：未熟な果実や種子には、青酸配糖体のアミグダリンやプルナシンが含まれている。これらを摂取すると、胃酸により有毒性を発揮する恐れがある他、腸内細菌が持つ酵素の作用によってもシアンが生成することがある。しかし、胃酸や胃の消化酵素だけでは、シアンの生成は起こらない。中毒の危険は、大量の未熟な種子を噛み砕いて、その酵素を併せて摂取した特殊なケースに限られる。また、梅酒の青い実や梅干しの種の中身などは、アルコールや塩分、天日干しの熱により酵素が失活している。

（一部 Wikipedia より引用）

撮影場所：藤沢市新林公園

花言葉：「高潔」「忠実」「忍耐」

